

令和5年度の重点的な取組について

令和5年5月30日

土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会

令和5年度の重点的な取組(案)

①「中讃地域 防災・減災・縮災ネットワーク・プロジェクト」の推進を後押し

- ・広域的な中讃地域を対象に、人材育成、地域連携に関して取組み、交流の場・機会を増やし、地域のつながりの輪を広げていくことを目的とする「リレー防災みらいサロン」の継続開催や、「多機関連携型タイムライン」の検証や改善に、土器川の減災対策協議会として活動を支援

②流域タイムラインの運用フォローアップの推進

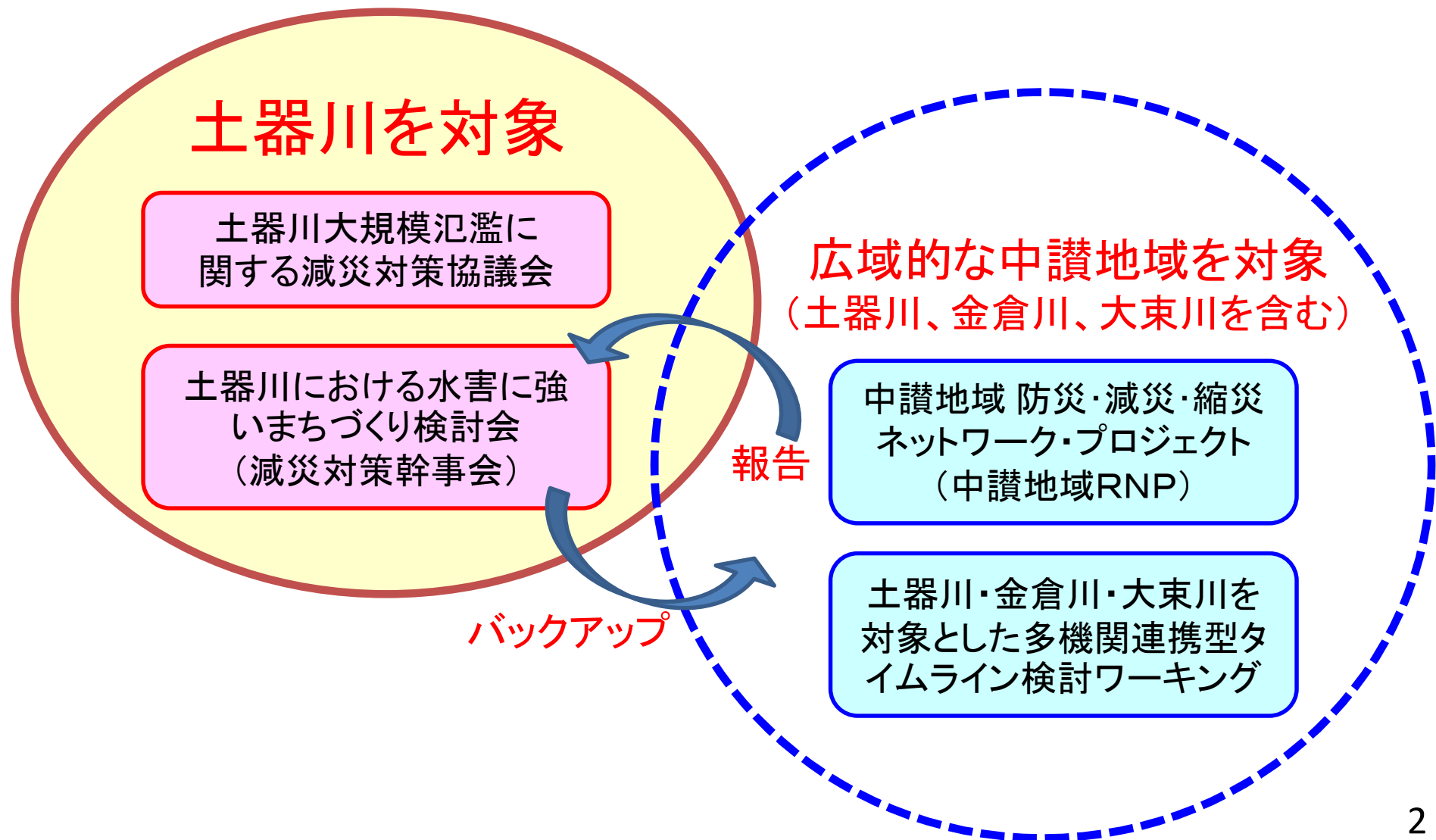
- ・「流域タイムライン」の運用を推進するとともに、確認された課題に関して関係機関と共有し、必要に応じてタイムラインの見直しを推進

③特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践に向けた情報共有の推進

- ・「流域治水」の推進に向け、特定都市河川の指定に関する全国の取組状況や施策内容などの情報を共有しつつ、当該制度の推進に向けた関係機関との調整を推進

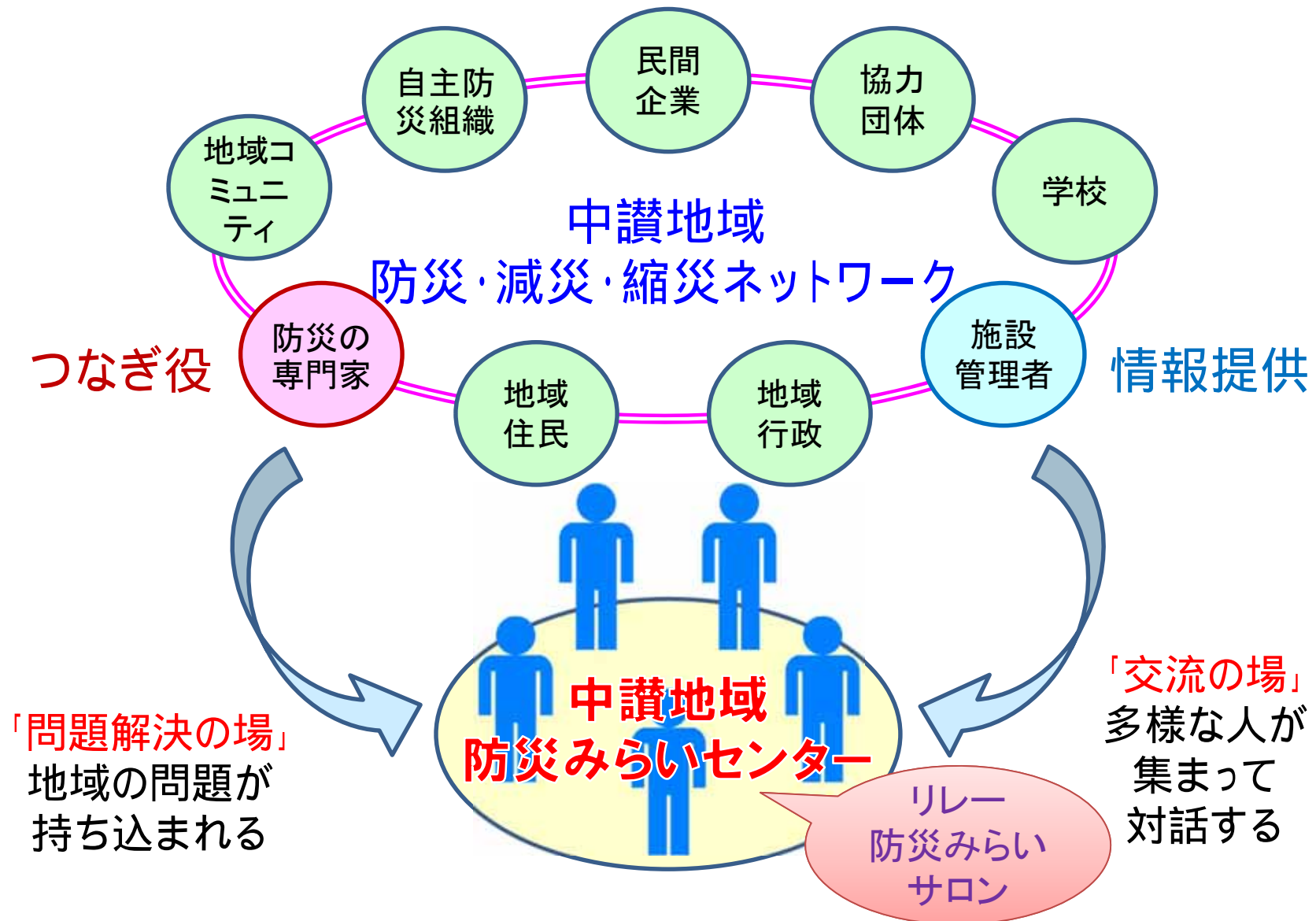
土器川における減災対策取組の全体枠組みイメージ

- 土器川における減災対策に係る取組を、広域的な中讃地域の地域連携に広げるため、土器川減災対策協議会として、中讃地域RNPのバックアップを図る。



新たな枠組み(組織、場)の構築

- 中讃RNPでは、広域的な中讃地域を対象に、多種多様な組織・団体の連携による情報共有に加え、問題解決の場、交流の場として中讃地域防災みらいセンターを置くなど、新たな枠組みを構築。



リレー防災みらいサロンのプログラム(案)

- リレー防災みらいサロンの開催にあたり、中讃地域として防災活動に必要な情報に加え、土器川の河川情報に関する情報提供等の講演や情報提供のテーマの設定について、企画段階から関係市町と連携し、取組を推進する。

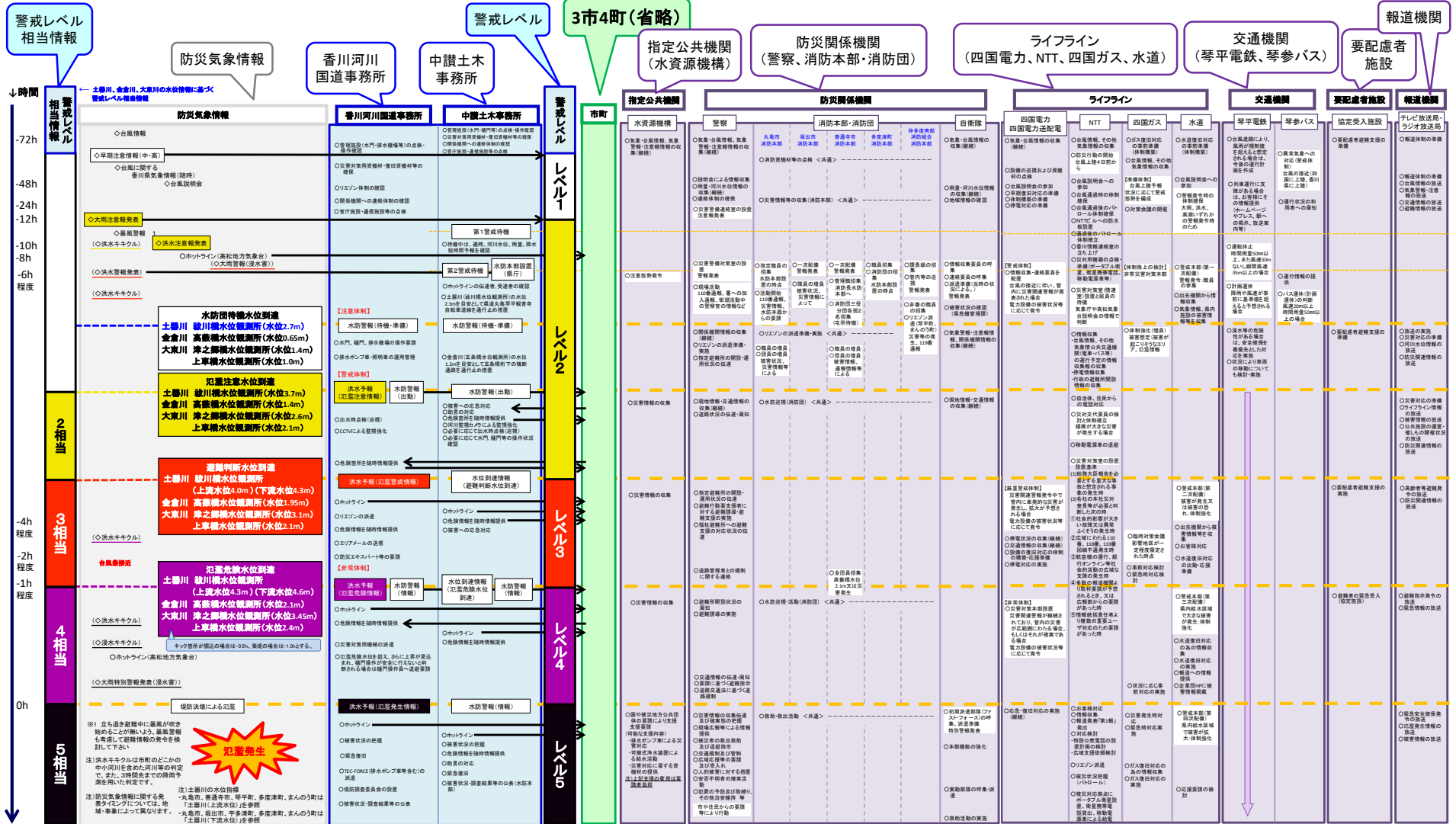
年度	開催回	場所	テーマ	内容(2時間)		コメンテーター
				前半(講習)	後半(情報提供+カフェスタイル座談会)	
R4	第1回(試行)	丸亀市 土器コミュニティセンター	気象情報	● 気象庁 高松地方気象台 「気象情報について」	● 土器地区の防災活動 (地区防災計画)	● 丸亀市 ● 防災士会

テーマ	今後のプログラム(案)		コメンテーター
	講習(案) 現地オンライン中継を含む	住民組織からの情報提供(案)	
河川情報 (土器川)	● 国土交通省 香川河川国道事務所 ● 「水位観測と流量観測」	● 社会福祉協議会の活動 (防災と福祉の連携)	● 関係市町 ● 防災士会 等
防災情報	● 香川県 危機管理課 ● 「香川県の防災情報システム」	● 様々な住民組織等からの情報提供 (活動内容を紹介)	
災害リスク (地震)	● 香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 ● 「南海トラフ巨大地震への備え」		
災害リスク (洪水)	● 国土交通省 香川河川国道事務所 ● 「土器川の洪水氾濫」		
その他	● 防災とまちづくり、防災と福祉の連携 ● 防災学習(ゲーム)、災害伝承		

サロンの場を活用し、
様々な組織の取り組みを知り、
知り合いになる

中讃地域の土器川・金倉川・大東川多機関連携型タイムライン(洪水)

■ 広域的な中讃地域と多様な関係機関からなる「多機関連携型タイムライン(洪水)」の運用を推進し、土器川の減災対策協議会として実施する「土器川流域タイムライン(洪水)」の訓練等で確認された課題について、中讃RNPに取組状況を報告するとともに、ワーキングにより共有・見直しを図る。



● 洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクルは、大雨特別警報・土砂災害警戒情報・大雨警報・注意報および洪水警報・注意報が発表された場合に、避難が必要な地域の絞り込みを利用下さい。

○ 防災行動 (白枠) : トリガー情報

流域タイムラインの推進（法定計画に基づく重点推進施策）

「流域タイムラインの作成・活用」と 「WEB会議ツールによる危機感の共有」の推進

防災・減災プロジェクト第2弾（重点推進施策）

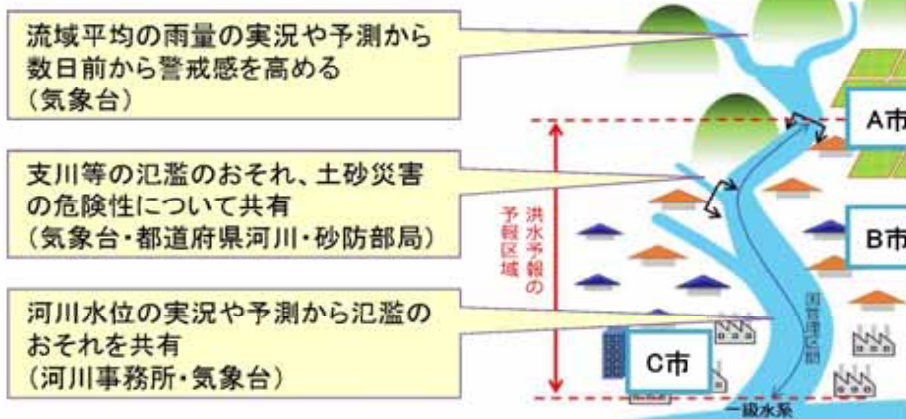
＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞

- 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で作成。
- 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。（不断の改善により防災対応をブラッシュアップ）

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞

- 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

■ 流域タイムラインのイメージ

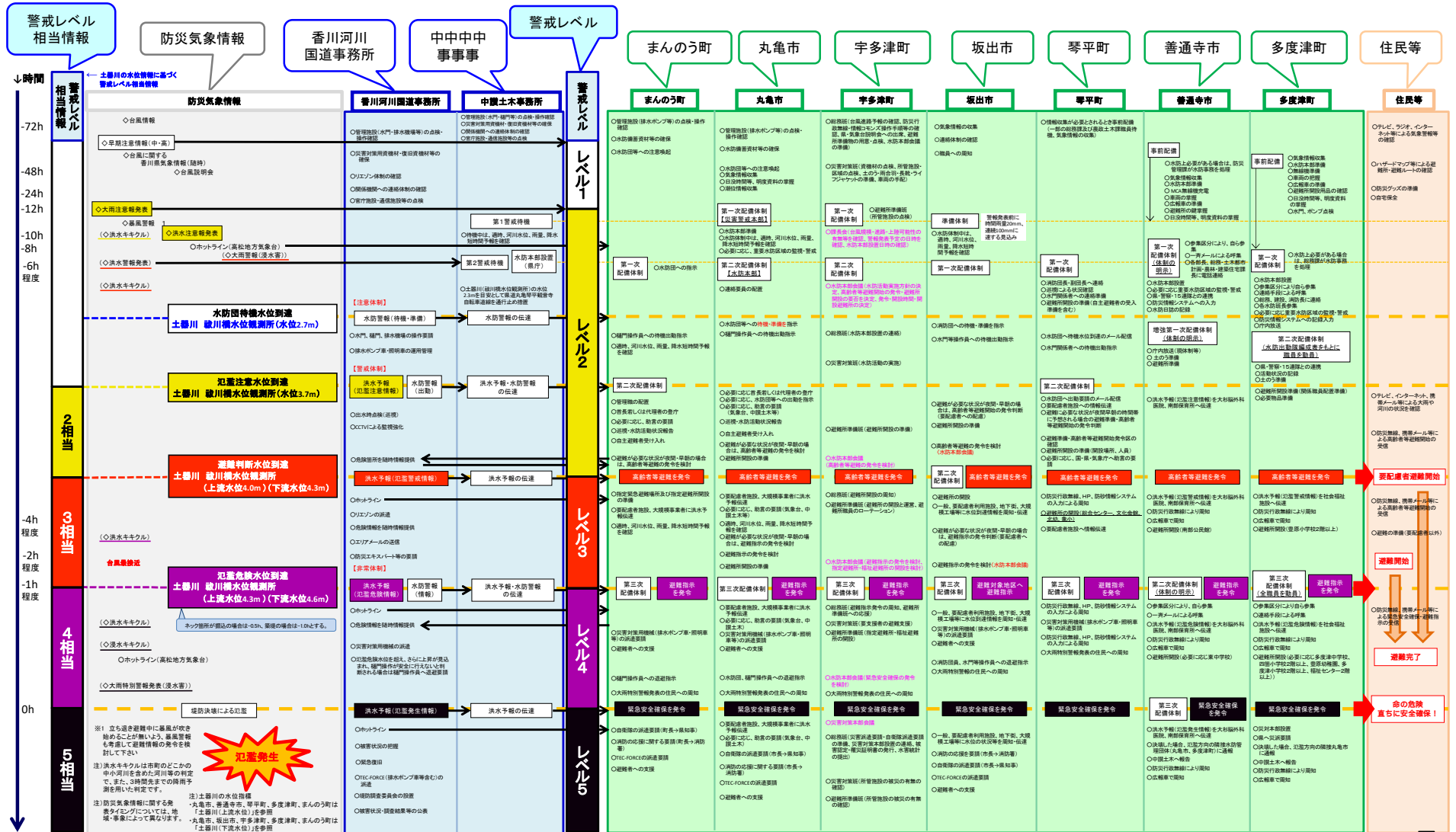


■ 水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	市区町村タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティ タイムライン
個人、 事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	マイ・タイムライン

土器川の流域タイムライン(洪水)

■ 土器川流域タイムライン(洪水)は、毎年、出水期前を基本として関係機関と確認するとともに、各関係機関が洪水等の対応演習・訓練等の際に活用し、その際に確認された課題を関係機関と認識共有し、随時見直しを図る。



● 洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクルは、大雨特別警報・土砂災害警戒情報・大雨警報・注意報および洪水警報・注意報が発表された場合に、避難が必要な地域の絞り込みにご利用下さい。

() は、市町単位で発表する気象情報であり、参考としてご利用ください。

○: 防災行動

特定都市河川浸水被害対策法について

- 流域治水関連法の中核をなす「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく、特定都市河川の指定及び流域水害対策計画の策定に向けて、あらゆる関係者の連携・協働が必要。
- このため、制度に関する情報共有と連携・協働の方法など、関係機関と調整を図っていくとともに、今後の土器川流域における特定都市河川の指定に向けて、検討を進めていく予定。

「特定都市河川浸水被害対策法」

流域治水関連法 の中核をなす制度

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

➤「流域治水」の推進においては、河川管理者が「流域治水」の実効性を高め強力に推進するための法的枠組みである「**特定都市河川の指定**」を行い、流域一体となった浸水被害対策を定めた法定計画である「**流域水害対策計画**」に基づき、河川及び下水道の整備に加え、**国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による流域における貯留浸透対策や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等を推進していくことが重要**です。

特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大*し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討
 構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
 公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



流域治水の本格的実践（令和5年度新規事項一覧）

■ 浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、遊水地の機能の早期復旧等の河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

① 特定都市河川指定後の都道府県による計画策定への支援 【水管理・国土保全局】

○特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」を策定し、流域のハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県が行う計画策定を支援
※R5から5年間の時限措置
 【対象：都道府県】

○併せて、今後5年間における特定都市河川指定等について、R5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表

④ 貯留機能保全区域における排水施設や環境整備への支援 【水管理・国土保全局】

○区域に貯まった水の早期排水が可能となるよう地方公共団体が行う排水施設の整備を支援
【対象：地方公共団体(市町村、都道府県)】

○環境改善のため、耕作放棄地や用水路における土砂掘削等を河川管理者が行うことが可能に
【対象：河川管理者(国、都道府県)】

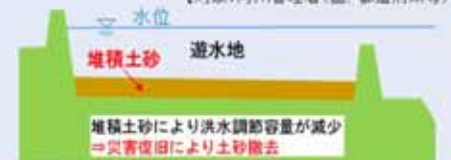


⑤ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進 【水管理・国土保全局】

○まちづくり連携砂防等事業を拡充し、まちづくりと砂防事業の計画が一体的に策定されている居住誘導区域等において重点的に土砂災害対策を実施し、防災まちづくりを推進
【対象：都道府県】

② 災害復旧による遊水地の堆積土砂撤去 【水管理・国土保全局】

○遊水地へ湛水し、一定規模の堆積量が認められる場合、災害復旧にて土砂撤去が可能に
【対象：河川管理者(国、都道府県等)】




⑥ 事前防災のための防災集団移転促進事業の推進 【都市局】

○事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
【対象：市町村、都道府県(市町村からの申出に基づく)】

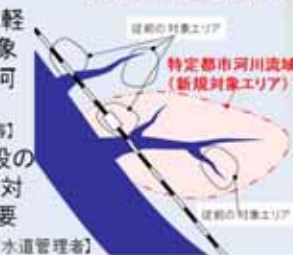
⑦ 災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進 【都市局】

○都市構造再編集中支援事業について、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業における防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域からの移転支援を強化
【対象：市町村等】

③ 特定都市河川流域における下水道整備への支援 【水管理・国土保全局】

○「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象エリアに特定都市河川流域(新規対象エリア)を追加
【対象：下水道管理者等】

○雨水貯留浸透施設の整備について交付対象となる施設規模要件を緩和 【対象：下水道管理者】



⑧ がけ地近接等危険住宅移転事業の制度拡充による移転促進 【住宅局】

○危険住宅の除却等費に係る補助限度額を拡充し、ハザードエリア内に存する危険住宅の移転促進を強化
【対象：市町村(原則)】



【引越費用等への助成】

【除却費への助成】

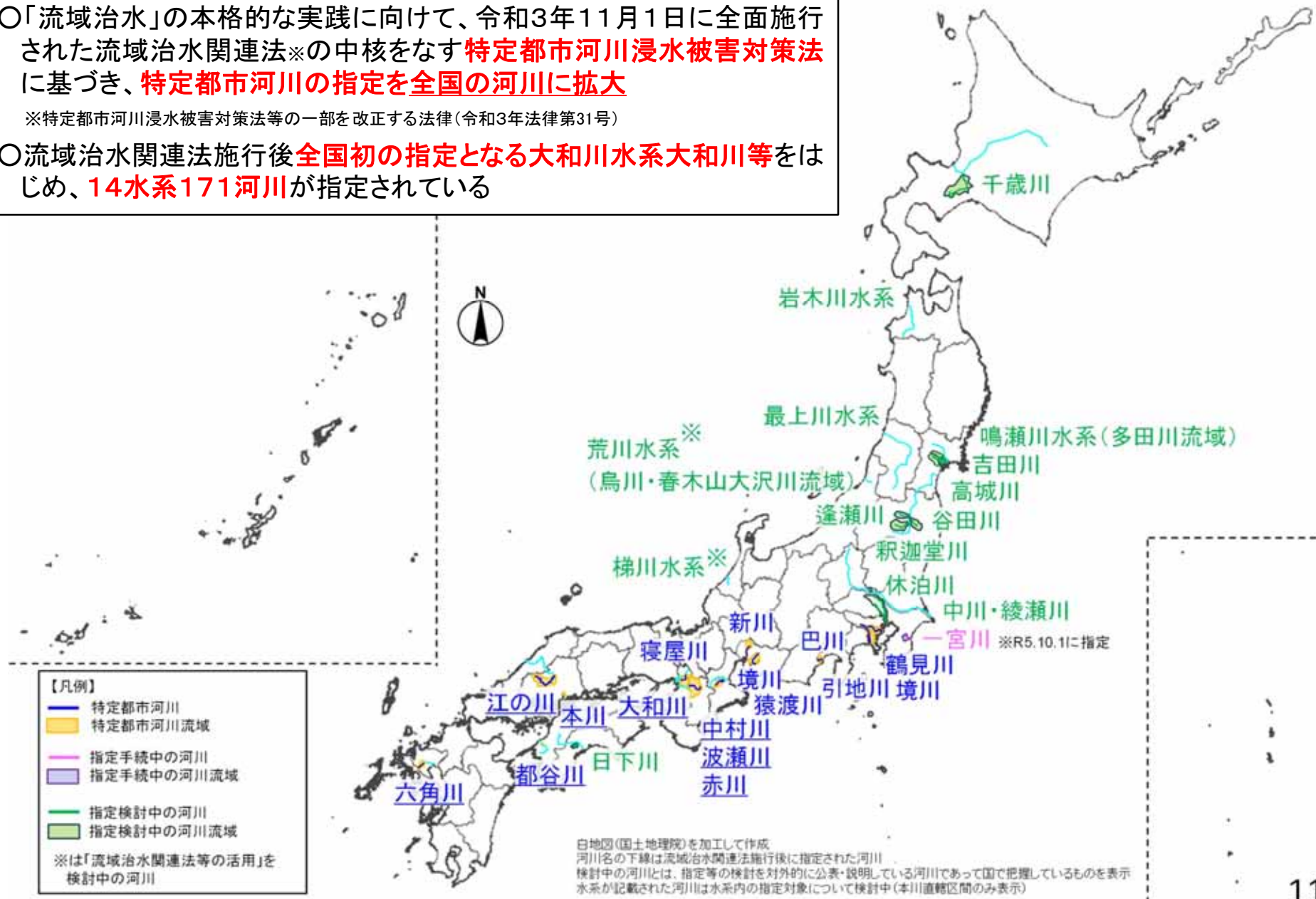
【建設費への助成】

特定都市河川の指定等の状況（令和5年4月1日時点）

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**14水系171河川**が指定されている



＜今後の展開について＞

- 「流域治水」の実効性を高めるため、特定都市河川の指定に向けた取り組みとして、全国の指定状況や施策内容など共有しつつ、当該制度の内容、枠組みや手続きなどの具体的な内容に関して、関係機関と連携・調整を図る。

